

新宿区教育委員会会議録

平成18年第3回臨時会

平成18年11月29日

新宿区教育委員会

## 平成18年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成18年11月29日(水)

開会 午前10時02分

閉会 午前11時18分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	金 子 良 江

### 欠席者

委 員 木 島 富士雄

### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次		

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第55号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

### 報告

- 1 いじめ問題の対応について(教育指導課長)
- 2 新宿中学校(旧東戸山中学校)の耐震対策の変更について(教育環境整備課長)
- 3 中央図書館の耐震対策の変更について(中央図書館長)
- 4 放課後子どもひろばについて(生涯学習振興課長)
- 5 新宿区文化財保護審議会への諮問について(生涯学習振興課長)
- 6 その他

### 配付資料

- 1 新宿歴史博物館重要資料収蔵庫薫蒸業務の実施に伴う臨時休館について

開 会

内藤委員長 ただいまから平成18年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会します。

本日の会議には木島委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

議案第55号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第55号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第55号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、議案第55号でございます。件名でございますけれども、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案概要をごらんください。議案概要で説明させていただきます。

まず、改正の概要でございますけれども、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、所要の改正をするということでございます。

まず、1点目でございますけれども、民間との給与較差ということで、0.41%減になりました。是正のための給与改定でございます。

(1)で、給料表を引き下げて改定すると。別紙に給料表がついてございます。

(2)で、配偶者及び配偶者を欠く第1子に係る扶養手当の月額を1,000円引き下げるということでございます。1万4,700円が1万3,700円になってございます。

2番でございますけれども、18年度から導入された地域手当の支給割合の改定でございます。地域手当の支給割合を18%に改定するというところでございます。これは従来の調整手当に当たるものでございます。最終的に18%になりますけれども、ただし平成22年度までの間、段階的に引き上げることとして、現行から1%引き上げ13%とすると。ですから、18年度は13%ということになります。地域手当の支給割合の変更に伴いまして、給料月額を1%程度引き下げるということでございます。

次に、3番目でございますけれども、管理職手当の定額化でございます。管理職手当につ

きましては、年功的な給与処遇を改めて、職務・職責を的確に反映できるよう、民間や国の実態を踏まえ、定率制から定額制に改めるということでございます。定率制は給料月額掛ける支給率で決まっていたので、それを定額制に改めるということでございます。

次、4番でございますけれども、国全体での少子化対策に配慮して、扶養手当のうち3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げるということでございます。4,500円から5,500円になります。

次、5番でございますけれども、一般職員の勤勉手当への成績率のさらなる反映に向けて、国、ほかの地方公共団体の状況を考慮し、期末・勤勉手当の支給割合を改定するということでございます。勤勉手当というのは、民間で言うと成績査定分になります。期末手当は、一律支給分ということでございます。2008年度から導入されることになります。

一般職員でございますけれども、この表のとおりでございます。期末手当が、改正前が「1.60」、6月でございますけれども、改正後が「1.35」、12月は改正前が「1.65」、改正後が「1.40」、3月が「0.25」、「0.25」同じでございます。計「3.50」が「3.00」に期末手当が変わるということでございます。

勤勉手当でございますけれども、最終的に「0.95」から「1.45」に変わらして、全体の率は変わらない「4.45」でございます。勤勉手当の比率が「21.3%」から「32.6%」に変わるということでございます。

次に、(2)一般職員(再任用職員)でございますけれども、期末手当が「1.85」から「1.60」に変わらして、勤勉手当が「0.50」から「0.75」に変わると。2.35が支給割合でございます。勤勉比率が「21.3%」から「31.9%」に変わるということでございます。

裏でございます。

6番でございますけれども、特別区職員互助組合の貸付事業の終了により、貸付債権を各区の職員互助組合へ譲渡するに伴い、互助組合の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子を給与から控除することができるものから削るということでございます。

これは特別区職員互助組合、23区合同でつくっているものでございますけれども、この貸し付け期限が終了しますので、それをどこに返すかと、返還するのはどこなのかということで、区の互助組合に返還するということの条文でございます。それを給料から控除することができるということでございます。

施行日でございますけれども、1月の給料から反映させるということなものですから、19年1月1日でございます。ただし、そこに関係ないところにつきましては、同年4月1日施

行でございます。

経過措置でございますけれども、平成18年4月から12月までの期間に係る公民較差相当分の解消を図るため、平成19年3月期の期末手当について公民較差相当額を減じた額の期末手当を支給する。要するに、18年4月から12月までさかのぼって軽減しますので、その調整を期末手当ですというものでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

民間ではいわゆる企業格差、個人の社会的格差も広がっていると言われるけれども、それ以上と言っていると思うんですが、企業格差が広がっている面はあるんですが、例えばメガバンクなんかは史上空前の利益で、恐らく期末手当なんかも弾むんじゃないですかね。しかし、これは人事委員会のしっかりしたデータでやっておられると思いますが、今、給与引き下げというのはちょっと実感とずれるような、これは全く感じの問題ですけれどもね。という感じはいたします。

この概要の方で質問しますが、2の一番終わりのところですね。「地域手当の支給割合の変更に伴い、給料月額を1%程度引き上げる」、これは別表で見ればわかるんですが、これはその前にある「現行から1%引き上げ13%とする」、これとの見合いと考えていいんですか。

教育政策課長 給与月額そのものは変えないということなものですから、地域手当を1%引き上げたことによって、ほかの給料月額を下げるということです。ですから、その給料の中身は、今までは調整手当と給料、それから今度は調整手当と給料になっていましたので、総体を変えないということは上げると下げると。要するに見合いでございます。

内藤委員長 そうすると、これは平成22年度までの間、段階的に引き上げるというのは、その都度そういう調整が行われるということですか。

教育政策課長 そのとおりでございます。

先ほど委員長がおっしゃいました官民較差でございますけれども、今年度から企業規模の比較の方法がちょっと変わりました、企業規模100人以上から50人以上で見直しましたので、より零細、中小企業に近くなったということでございます。

内藤委員長 民間は苦しいところはさらに苦しいという実態は、それはありますからね。

それから、5ですが、一般職員の、これはパーセントの表示だけれども、勤勉手当の占める分といたしますか、率の引き上げがかなり顕著。かつては期末手当3.50に対し、勤勉手当は

0.95、今度は3.00に対して1.45ということは、パーセントではありますが、ほぼ5割近くを勤勉手当が占めるということになるんですが、この点は教職員組合との話し合いなどはどういう経過になっていますか。

教育政策課長 特別区の中で全体で受結したところでございますけれども、2006年度に受結したものでございます。これは勤務成績の割合を5段階に分けまして、それを成績率に換算してやるということでございますけれども、詳しいことは今後詰めていきますけれども、とりあえず2年間、2006年、2007年については、全職員を中位に置きますので、特に変わりはありません。2008年度から具体的な勤務成績の割合が出てくるということでございます。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問。

熊谷委員、いいですか。

熊谷委員 はい、結構です。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第55号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

内藤委員長 次に、「日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

教育長 「日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」は、平成18年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いしたいと思います。

内藤委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」について、非公開により審議することに御異議はございませんか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 それでは、「日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

〔「日程第2 議案第56号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」は非公開で行うことので議決があったため、別途、議事録を調製する。〕 午前10時18分再開

内藤委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 いじめ問題の対応について

報告2 新宿中学校（旧東戸山中学校）の耐震対策の変更について

報告3 中央図書館の耐震対策の変更について

報告4 放課後子どもひろばについて

報告5 新宿区文化財保護審議会への諮問について

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告5までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 それでは、資料1に基づきまして、この間のいじめ問題の対応について御報告をいたします。

まず1番として、新宿区はいじめの現状について御報告をいたします。

毎年、実施している文部科学省問題行動調査では、新宿区はいじめの発生件数は過去5年間、全体としては横ばい傾向を示しております。この間の一連はいじめの事件等を受けて、区独自に実施した8月25日から10月20日までに把握した緊急調査では、小学校が42件（うち14件が継続指導中）、中学校が28件（うち16件が継続指導中）となっております。

これは、この間いわゆる問題行動調査もございましたけれども、よりきめ細かくいじめの実態として事実の確認とともに、よりきめ細かく全面的に見直すという調査の結果、件数についてはふえているところでございます。

いじめの態様は、冷やかし・からかい、仲間外れ、言葉による脅しが多い。

いじめの個々の事例を見ますと、転校、不登校につながる深刻なケースも見られ、依然として重大な健全育成上の課題がございます。注意すべきは、小学校5・6年、中学校1・2年に多うございます。

次に、いじめ問題の対応の充実に向けてでございます。

（1）としまして、これまでの新宿区教育委員会の対応について御説明をいたします。



都の事業としてふれあい月間、6月と11月にふれあい月間として、特にいじめの実態把握と防止の取り組みを行っております。これは心の東京革命として、平成13年度よりトライ&チャレンジとして都の事業としても行っているところとして、これについていわゆる強化月間として行っているものでございます。

次に、文部科学省の問題行動等調査の実施、4月に行っています。いじめ実態把握と防止の取り組みでございます。

3点目として、生活指導主任研修会の開催、年12回行っておりますけれども、いじめを含め児童・生徒の健全育成上の課題をグループ別に研究する。

次に、スクールカウンセラーを小学校全校に配置して取り組んでいるところでございます。

また、新宿区教育センター教育相談室において、いじめに係る相談を実施しているところでございます。

次に、最近のいじめ事件を受けての対応、いわゆる平成18年10月以降の件について御説明をいたします。

ア、「生命尊重の視点に立った生活指導の徹底について」という通知でございますが、これは平成18年10月18日付でございますけれども、いわゆる北海道の滝川市、九州の北九州市で、ともにいじめを起因とするお子様の自殺という件があって、区立小・中・養護学校及び幼稚園長あてに通知を出しました。各学校でのいじめ・問題行動への対応等について点検の上、実効性のある取り組みを積極的・継続的に推進するよう指導してまいりました。

次に、「いじめの問題への取組の徹底について」、平成18年10月20日付でございますが、区立全小・中・養護学校長及び幼稚園長あてに通知しました。

続いて、10月24日に副校長会・教頭会に上記通知をもとに、いじめの問題への取り組みについてのチェックポイント等を参考に、各学校のいじめの把握、教員のかかわり合いについての総点検を行うとともに、いじめ防止を図る取り組みについてさらなる徹底を指導助言しました。いわゆる通知文が、その趣旨に基づいて実効性のある指導となるように、チェックポイント等具体的な例示を示しながら、全面的な見直しを図ったところであります。

なお、8月25日から10月20日までに、学校が把握したいじめの問題について、緊急調査を実施いたしました。

エとしまして、ふれあい月間の緊急実施及び実施後の調査により、学校における取り組みを改善・充実するようしました。10月23日からであります。

オとしまして、小学校スクールカウンセラーとの打ち合わせの確認ということで、各派遣

している小学校において、学校の管理職、教員と連携していじめの未然防止、早期発見・早期対応についての取り組みを行うよう要請しました。発達障害絡みのいじめの取り扱いについても意思確認をいたしました。これはスクールカウンセラーというのは相談業務でありますので、個人の相談内容を取得するということでありますけれども、特にいじめについては適切に判断をして、学校の管理職、関係職員と連携を密にするよう要請したものであります。

カの新任教員研修会でありますけれども、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての取り組みを行うよう指導・助言をしております。特に、担任一人で抱え込まないこと、いじめを把握したら、まず管理職に報告相談してから保護者と連携をとるよう助言したところでございます。

裏にまいります、いじめの問題への取り組みに関する資料の送付について、都や文部科学省の資料、「いじめ防止のための資料」、「いじめを許さない！」等を送付いたしました。

区の生活指導主任研修会では、児童・生徒のいじめの基本的認識及び対応についての周知の徹底でございます。これは基本的な認識ということですが、これまで問題行動調査のいじめの定義では、いじめが継続的というような例えばそういう定義の部分などもあったわけですが、継続的ではなくても、まず本人、保護者がいじめられているというように訴えがあったときには、そこでまずいじめがあるという、そういう基本的な認識で早期発見、対応に努めることを周知したところでございます。

ケの新宿子どもほっとラインの設置であります、そこに四角囲みでイラストも載っておりますけれども、特にいじめに特化した相談窓口を緊急に設置する必要があるとの認識から、あさってより、こういう内容で実施するところでございます。

概要を申し上げます。

12月1日金曜日、区立小・中学校におけるいじめ等の問題に関する専用の相談電話を教育指導課内に設置する。

目的は、いじめ等の関係者からの電話相談を受け付け、当該学校や関係機関と連絡調整を行い、解決に向けて適切な対応を図る。

受け付け時間は、平日の午前9時から午後8時まで。

開設期間は、当面、平成19年3月31日までとする。

広報関係では、新宿子どもほっとライン周知用のカード、今、原寸大に対して80%縮小ぐらいの大きさですが、名刺大の大きさですが作成して、区立小・中学校全児童・生徒及び教職員に配布します。及び区の広報及びホームページに記事を掲載してまいります。

そのカードは、低学年向けと高学年及び中学生向けと2種類をつくってございます。いわゆる非常勤でカウンセラー経験のある人をこの時間帯に従事していただき、まず常にいじめについての相談を受けると。そして、それを学校につなげていく必要があると判断した場合には、教育指導課内の指導主事を中心として、校長及び教員に事実確認や支援策を示しながら、必ずこのいじめについての御相談を受けたものについては解決していくと。実効性のある手を打っていくということで、この相談窓口を設定したものでございます。

この文部科学大臣あて自殺予告文書にかかわる対応という項目を別途設けましたのは、御案内のように文部科学省に自殺予告をする文書が届きました。消印が豊島であるとかというあの件でございますけれども、各区市町村教育委員会がそれぞれの対応をとったところでありまして、この間の新宿区においても11月7日に予告文書の対応があつて、まずその事実を区立小・中・養護学校及び幼稚園長あてに連絡をいたしました。

具体的な対応でありますけれども、いじめの問題への対応については教育長名で、区立小・中・養護学校・幼稚園長、全保護者に配布したところでございます。

そして、11月11日、12日については、校舎内、敷地内の安全管理を徹底するようにいたしました。これはこの間、12日は区長選挙等もあつて、区内の公立小・中学校は投票会場等もありますので、そうしたことも含めて安全管理の徹底を周知したところでございます。あわせて該当者が、特に豊島の場合は子どもが生活圏を近隣の豊島区内等も生活圏を持っている場合もありますので、新宿区内にも該当者がいるという危機感を持って、全校に聞き取り調査を実施したところであります。

結果としては、例えば次の3項目ということで、「キモイ」とか、「クサイ」とか言われているとか、ズボンをおろされるとか、陰口をたたかれるとか、そういったようなことがありますので、その辺を中心として行いました。小学校では、3項目のうち1つでも当てはまるというふうに回答したところが12校で14件、該当なしと答えたところが18校。中学校では、1校が該当、当てはまるとし、該当なしと答えたところが10校でございました。

11月8日には、上記の小学校12校、中学校1校、再度、関係児童・生徒学年、指導状況等を詳細の聞き取り調査を実施いたしました。結果として、今回の予告文書とは該当しないが心配される件として、小学校が4校で通算5件、中学校で1校で2件。

緊急アピール「いじめを許さず、尊い命を守るために」の送付ということで、この間また東京都教育委員会教育長名で全学校児童・生徒に配布されたところでございます。

11月9日には、臨時校園長会を開催いたしました。そこでの校長に周知徹底、指導の依頼

をしたところは、一つはいじめの取り組みの見直しを全面的に図るようにと。これまでの常識とか、これまで調べたから大丈夫だというようなそういうことではなくて、全面的な見直しを図るようにとということ。

次に、いじめの基本的な認識の確認をいたしました。特に、いじめは人権問題であること。なぜこの言葉を出したかといいますと、例えばいじめられている側にも責任があるんだという認識があったりするわけです。それは、いじめがなぜ起きたかという原因とか理由を考えているときには、そういう事実確認は必要かもしれませんが、しかしいじめられている側にも責任があるんだとかいう発想で考えては、この問題は決して解決しませんので、いじめるという行為そのものが、人権問題であるということを強く確認してきたところであります。

そして、いじめはどの学校でも起こり得ること。これをしっかりと出させんと、やはりいじめが出てきたことが非常に恥であるみたいな形。いじめは恥であるという教育は必要ですけれども、いじめが起きたことが恥であるというようなことを学校や担任が認識しますと、いわゆる隠ぺい体質が出てきて外に出さないというようなこと、あるいは本人、保護者から指摘されても、いや、いじめじゃありませんよというようなことになるので、いじめはやはり子どもの成長段階の中では起こり得るということを率直に認めていくことが、このいじめの早期発見につながるのではないかと、そういう考え方に基づいたところであります。

そして、何よりもいじめを見抜く感性を磨くこと。いじめられている子どもの立場に立って守ることと。

そして、今回の日本全国の中で起きている事件の中には、教師の言動がいじめを誘発する要因にもなっているというようなこともあるということで、教育相談室の相談事例ということで、区内のいじめに関する事例、東京都の中で起きている相談事例の中で具体的な事例を校長に示しながら、例えば学校の対応のまずさ、反省すべき点などを紹介して、今申しあげましたような形で全面的な見直しを依頼したところでございます。

11月11日と12日は、この間、教育指導課指導主事が万が一に備えて待機しましたが、心配される報告はありませんでした。各学校には、校長の判断で、それぞれ状況に応じて行うようにとということで、実際には各学校、校長、副校長あるいは主幹が待機したり、あるいは実際には先ほども言いましたように、投票会場であるとか、中学校では部活動を実施している場合も多うございますので、特に子どもの出入りとか、そういうことについては注意をするように喚起したところでございます。

11月14日、いじめを原因とする自殺予告文書への対応について、文部科学省に11月11日付の蒲田の消印、あるいは11月11日付の板橋北消印などありました。この板橋北の消印については、豊島の同一人物というふうに考えられます。いずれにしろ卒業生及び転出児童・生徒も含めて、該当すると思われる事例の有無の調査を実施し、該当事例はなしと、今のところ判断しているところでございます。

最後ですが、中・長期の対応でありますけれども、緊急実態調査の期間中、継続指導中と回答したケースがございます。その状況を把握するというところであります。この継続指導中というのは、いじめの行為が現在も継続しているということではありませんが、しかしいじめめる側、いじめられている側の中で、人間関係が必ずしもうまく話が穏やかにおさまっているとか、そういう点では人間関係が十分に修復されているとは認めがたい部分もあって、継続中としておるところであります。

いじめの実態調査の回数を今後ふやして、いじめの実態把握に努めていきます。

それから、道徳、学級活動、学校行事等で、いじめの防止に関する授業いわゆるいじめ防止プログラムを行うなど、学校での取り組みを推進する予定でございます。平成19年度の区立全小・中学校の教育課程に位置づける。いじめ防止プログラム例を開発していくというところでございます。これはやはりいろいろな形で校長を通して指導の周知を図るとか、それは当然必要なことでありますし、ホットラインを開設するというのも必要になるわけですが、やはり何よりもいじめ防止をどうするかということでもあります。そのためには、やはり教育課程の中にきちっと位置づけて、計画的、意図的に、この件について子どもたちへの指導の徹底を図ることが必要と考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、一つはこれまでも行ってきて、さらに充実が求められている命の教育、命を大切にするという教育でありますけれども、それを一つの柱として、ただ命の柱というそういう情念的なことだけではなくて、いじめについては具体的に事例から学んで、もしそうしたことが起きたら多くの人が悲しむ、苦しむという状況を、やはりもう少しスキルアップしていくようなことも必要だろうというふうに考えています。具体的にいじめがあってはならないこと、いじめが起きたらどういう悲惨なことになるのかというそうしたことを含めたことも授業の中で取り上げていく、命の大切さ及びいじめそのものの行為の撲滅を図っていくというような形で、2本柱で授業の中に取り組んでいくことが大切だというふうに受けとめておりますので、今後は来年度の教育課程の中には、そうした防止プログラムを授業として入れるように取り組んでいく予定でございます。

次に、いじめの未然防止や的確な対応については、「しんじゅくの教育」等広報を活用して、保護者・区民に周知し理解協力を求めていくこととさせていただきます。

そして、最後であります、暴行や恐喝などいじめの状況が一定の限度を越える場合には、警察等関係機関との連携により問題解決を図る子ども家庭サポートネットワークのサポートチーム等の取り組みも推進する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁であります、報告でございます。以上です。

教育環境整備課長 それでは、新宿中学校（旧東戸山中学校）の耐震対策の変更について御報告いたします。

この件につきましては、18年1月10日に決定した件でございます、下記のとおり変更するというところでございます。

1といたしまして、19年度予定していた耐震工事を見合わせる施設ということで、先ほど申し上げました新宿中学校（旧東戸山中学校）でございます。

2といたしまして、施設の状況として、建物の概要でございますが、裏面に教室別の平面図をつけてございます。これにつきましては若干、後ほど触れさせていただきたいと思っております。

2の本文の方でございます。

旧東戸山中学校につきましては、19年度末までを期限といたしまして、新宿中学校の仮校舎として使用することとなっております。現在、耐震診断を行っているところでございますが、途中経過におきまして、各校舎・屋内運動場とも補強部位が相当箇所必要となる見込みとなっております。それで現在、第三者評価機関・学識経験者の最終的な見解を待っている状況でございます。それで、この耐震診断結果あるいは第三者評価機関の見解を踏まえまして、速やかに設計に着手し、工事着工ができたというところで、仮校舎として活用する19年度中の工事完了に至らないことが想定されるということと、あわせまして19年度は新宿中学校にとりまして新校舎移転の前年に当たるということもございまして、夏休みから備品等の移転準備に入る予定となっております。

こういった状況を見ますと、今年度行いました大規模な耐震工事、こういったものと考えますと、学校運営上かなりの影響が出るということは必至であるということで、耐震工事を行わないこととしたものでございます。

一方というところでございます。耐震診断の途中経過におきまして、B棟（中央棟）とございまして、これにつきましては裏面の方をちょっとごらんいただきたいと思います。下が

校庭部分になっておりまして、それぞれの階層別の教室が書かれています。これ薄く囲ってある部分、これがB棟でございます。普通教室が2室、管理諸室として校長室を初めとする管理指導室、そして特別教室等々を含む棟でございます。

それでは、表にお戻りいただきまして、このB棟（中央棟）につきましてコンクリート強度の不足が判明してございます。一般的に学校施設におきましては、コンクリート強度が低強度であるというだけで、建物が倒壊した事例はないということでございますが、当面の安全性を確認するという意味からも、去る11月15日に学識経験者の意見を聞いたところでございます。

その結果、応急補強工事を実施することが望ましいという見解を得まして、これを受けまして教育委員会といたしましては、当面の安全対策ということで、今年度中に応急補強工事、これを実施したいと考えてございます。この応急補強工事の詳細につきましては現在、調査検討中ということでございます。

したがって、当初予定しておりました新宿中学校の耐震対策につきましては、下にございます変更前として、18年度耐震診断、耐震補強設計まで行う予定でございましたが、18年度は補強工事に変えると。そして、19年度の耐震補強工事は行わないということで変更させていただきたいという内容でございます。

以上です。

内藤委員長 はい、どうぞ。

中央図書館長 それでは、中央図書館の耐震対策の変更につきまして御報告申し上げます。

3番の検討結果のところに変更前とありますように、平成18年度につきましては耐震診断、耐震設計、19年度工事の予定でございました。

18年度の耐震診断の結果でございますが、1番の方を見ていただきますと、現状では「耐震性に疑問あり」と判定されたということでございます。この内容につきましては、一つはコンクリートの強度調査、これにつきましては経年劣化はございますが、特に弱くなっているということはありませんでした。

ただ、今回のこの診断の結果ですが、この $I_s$ 値いわゆる構造耐震指標、それとC T S D、これはいわゆる姉歯事件いわゆる偽装事件ですか、あの関係でよく言われている数字でございますが、その数字2つをクリアするかどうかということで診断されました。

その診断の結果でございますが、いわゆる偽装事件で言われている0.28、この数字は確保できたということで、大変危険ではあるけれども、いわゆる退去しなければならないという

ようなそういう状況ではないと。ですから、耐震診断における地震の想定規模、これが震度6から7程度の場合には大変危険性があると、こういうような診断が出ております。それで、補強策としては、現行基準と同等の耐震性がある建物は補強できるということでございました。

ただ、今回2番の方に問題点と書かせていただきましたが、耐震補強中心のために、今回の耐震補強工事では安全性の確保はとれるけれども、図書館としての機能、これが著しく低下する。具体的に言いますと、18年度に改修いたしましたこども図書館、こちらの方が一定程度壁がないことによって見通しがよい、そういうようなつくりになっておりますが、これが耐震壁をつくることによってかなり狭隘な施設になってしまうと。それから、2階に図書館の正面玄関がありますが、これについてはガラス製のドアになっております。これについても耐震壁で補強するということで、人が1人、2人通れるような、そういうような構造になってしまうと。そういうようなことを含めて図書館機能を低下させることなく現行基準、耐震性を満たす補強案、これについて要求しているところでございますが、現在のところ妙案がないということでございます。

それから、この検討の中で具体的に出てきたのは、1階部分の西部道路公園事務所、こちらにつきましては現在のレイアウトでは大型車両の出入りができないと。1階の西部道路公園事務所につきましては、別途移転も視野に検討するというところでございました。そういうこともありまして、今回改めて西部道路公園事務所の移転によってのレイアウト、これを再検討する必要があるのではないかとということが第1点でございます。

それからもう一つ、こちらの方には記載しておりませんが、もともとの耐震補強としましては、予定していました経費、これが今回のいわゆる耐震設計では経費増が当初の予定よりも5倍から10倍ということで、かなりかかってしまうということもございまして、18年度につきましの耐震診断、それから19年度につきましはレイアウトの検討、それから事務所の移転検討、こういうことで19年度の工事を20年度以降に延べ送りするというようなことでございます。

以上、御報告申し上げます。

生涯学習振興課長 私の方から平成19年度放課後子どもひろばの実施について御報告させていただきます。

これは国の放課後子どもプランの創設に伴い、新宿区では放課後子どもひろばを平成19年度モデル校事業として実施の予定でございますので、御報告するものでございます。



## 1、目的。

小学校に、小学生対象に平日放課後に子どもたちが自由に集い、自分で遊び考え、子ども同士が交流できる安全な遊びと学びの場をつくるというものでございます。

2の方法ですが、実施に当たっては、次の から の方法、記載のとおりの方法によって進めるということでございます。

3の実施年度ですが、今年度18年度にモデル校を選定いたします。19年度6月から事業を開始するという予定でございます。20年度以降、19年度の検証を踏まえて順次実施ということでございます。

なお、18年度モデル校の選定ですが、このたび以下 から の緊急度、必要度により6校を選定いたしました。選定の理由は、 から の記載のとおりでございます。6つの小学校は、富久小学校、戸山小学校、戸塚第二小学校、鶴巻小学校、落合第四小学校、柏木小学校でございます。

裏面でございます。

5の19年度事業概要でございます。

まず、運営委員会ですが、教育委員会は運営委員会、これは区で1つ設置するものでございます。19年度はモデル校の事業計画の策定や安全管理の方策ほか、事業の運営方法等を検討いたします。さらに、20年度以降の事業方針を定めるということでございます。

## (2)事業内容。

、実施方法ですが、放課後子どもひろばは、スタッフの見守りによる児童の自主的な活動を中心とした居場所でございます。教育委員会は各学校ごとに管理責任者1名、学び支援者1名を配置します。また、福祉部では、遊び支援者3名を配置するということでございます。管理運営は新宿区生涯学習財団。学童クラブ併設校の遊び支援者の方は、学童クラブ受託業者に委託する予定でございます。

開設日時ですが、平日ですが、最長6時までということですが。ただし、季節により児童が安全に帰宅できる終了の時間の設定を今検討中でございます。

以下、施設等の概要は、ここに記載のとおりでございます。

事業実施時の留意事項にも十分配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

6の今後の18年度内のスケジュールでございます。

まず、地域の関係団体への説明を今後していくということでございます。それから、6校の各校ごとのモデル校準備会の発足は、1月以降を予定してございます。

以上で、放課後子どもひろばの報告をさせていただきました。

続きまして、新宿区文化財保護審議会の諮問についてでございます。報告の5です。

1枚めくっていただきまして、諮問の内容でございます。

対象物件が歴史資料、尺八で放下着一式でございます。所在地が市谷薬王寺町27にある浄栄寺にあるものでございます。年代は江戸中期のものでございます。

諮問理由ですが、最後の段落のところに書いてありますが、この尺八及び関連資料は、旧市谷地区にある浄栄寺に伝来したもので、予備調査の結果、江戸時代中ごろの作品であると推定されています。この作品は、江戸時代から名器として伝承されており、尺八の中でも貴重なものと推測されています。このような理由から諮問をさせていただきました。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。

それでは、報告1、いじめ問題への対応について御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ。

白井委員 まず、このいじめ問題について、かなりいろんな対応をいただいているということで、大変だろうと思うんですね。

ちょっと一つだけ気になるのが、保護者への対応、保護者への働きかけの部分がちょっと弱いような気がするんですね。というのは、経験からなんですが、まずいじめがなぜ問題かという、やっぱり起こるのは大人がまずいないところで起こるんですね。それで、特色が1つはそれだと思えるんですけども、2つ目は、じゃ、いじめだとどうやってわかってくるかという、当事者以外の人で一番わかるのは友人ですよ。その後、わかるのが友人の親なんですね。その後、先生なり当該のいじめられている子の親に、そういうのが入るということで、やはり一番最後にわかるのが当該の親なんですね。

よくいじめられている子の親がどうして気づかなかつたなんてことを言われちゃったりするんですけども、実際に子どもって、自分の親にはみんなから好かれている子というふうに思われたいんで、自分がいじめられているということをやっぱり親に隠したんですね。だから、親がなかなかアンテナ張ってても、後で気づくことの方が多くて、その場ではやっぱりわからないというのが現実だと思うんです。

一番やはりわかるのが周りにいる子どもで、その子どもって結構家庭で言ったりするんですね。その親御さんがたまりかねて先生に言ったり、親御さんに言ったりして問題が発覚するというのが、いじめがわかってくる過程だと思うんです。

そうすると、やはり協力してもらえるとというのは、幾ら先生が一生懸命頑張っ、ここで言うように感性磨いても、やはりわからないところで行われている。いじめの巧妙さとか陰湿さというのはそこにあるんで、やっぱりいじめられていないけれども、いつかはそうなるかもしれない親御さん同士が連携する必要があると思うんです。

そういう意味では、前回のPTAの懇談会でもちょっと私聞いたんですが、今、保護者会に出席する親が小学校で5割ぐらいとか、5割満たないかもしれないとか、それから中学校では10名ぐらいで、中学校20人ですか、30人ぐらいですかね。どちらにしても5割はいないといって、ちょっとそれが多分私たちの年代のその保護者会、保護者と先生との関係が明らかに違っているところなんだろうと思うんですね。

それで、やはり保護者会で親同士が顔見知りであるということが、いじめ解決の大前提なんですね。そうすると、顔見知りだと、いじめられているというようなことを知っているお母さんは、いじめられている子のお母さんに話ししてあげると。わざわざ電話してまではしないんで、そういう機会を保護者会の方でやる必要があるんじゃないかと思うんです。

保護者会のやり方なんですけれども、一般的に先生が話して保護者が聞くというやり方が一般的かと思うんですが、かなり私が経験した中でいいと思っているのは、親御さんたちを班ごとに五、六人ずつに分けて、まず自由にお子さんの様子を話させるんですね、班ごとに。その後、それぞれの班でどんな話が話題になりましたかみたいなことをクラス全体に話させると。それで、みんながどんなことに興味を持つお母さんたちがいるかとか、子どもの様子とか、クラス全体が共有するような形になるという保護者会の形態というのがあったんですけれども、やはりそういうところだと情報が共有できるという点でもいいんじゃないかと思うので、来年あたりは数値目標でも立てて、やっぱり小学校8割ぐらいは出席してほしいと思いますし、中学校はせめて5割ぐらいからは出席して、これだけ一生懸命いじめ問題を学校が対応していても親の方に届かないと、やっぱり子どもに届かないんですよ。その辺を校長先生なりと一緒に考えていただいたらなというふうにまず思います。

それと2番目に、いじめている子への対応に関しての不十分さをちょっと感じるんですが、いじめられている子に関してはいろいろケアとか一生懸命やっているんですが、聞くところによると、いじめている子の親が、自分の子がいじめていることを知らないということがあ

るんですね。この前のちょっと訪問のときにも、いじめている親に話したのかと聞いても、それは話してないという形で、やはりいじめている子も非行の芽の一つにもなるんで、一番子どもが怖

いのは先生じゃなくて親なんですね、いじめている子も。やはり子どもの成長過程をずっと見れるのは親なので、そのいじめている子の親にもきちんとそれを話して、できれば親子で謝りに行ってあげれば、さっき人間関係が修復できないという話が出ましたけれども、やはり謝ってもらえないといじめられている子も怖くて、また学校に行くということとはできないんですね、解決しないというか。そういう点で、私としてはその2点の方をお願いしたいなというふうに思っています。

教育指導課長 今、大変、白井委員に御指摘いただきましてありがとうございました。

確かに御指摘のとおり、保護者への対応が弱いのではないかとすることは御指摘のとおりだと思います。この間、とにかく連鎖反応で自殺するというような状況がありましたので、とにかく短期的にまずその部分についての歯どめをかけるような対応ということで行ってききましたので、御指摘のとおりだと思います。

特に、親への周知の仕方については、これは例えばやはり家庭にどのような意識を持っていただくかということ、いじめにかかわらず例えば早寝早起き朝御飯にも代表されるように、家庭の教育力を高めていくということ、あわせて学校に協力体制を仰いでいくということでは、委員が御指摘のように、保護者会の持ち方であるとか、報告の仕方であるということ、非常に具体的な御提言もいただきましたので、参考にさせていただいて、指導の充実に努めていきたいと思っております。

ちなみに、保護者会の数値目標もなるほどというふうに、私はお聞きしていたんですが、学校もやはり今までの保護者会の持ち方では、十分なコミュニケーションがつかめていないというような反省もあって、いわゆる土曜日とか日曜日に保護者会を持ちたいというような考えも出てきております。これも授業日数の拡大に伴って、年間の教育課程全般を見直すというような効果の一端なんですが、そういう形でそういうようなことをもう一度やりたいとか、あるいは家庭訪問も問題があって初めて保護者と会うというのではなくて、最初に今まで廃止していた家庭訪問を復活させて、親とコミュニケーションを持っていくと。

ただ、やはり学校と親ということじゃなくて、委員の御指摘のように、親同士の相互のコミュニケーションを高めるというようなことが、非常に大きな視点かなと思いますので、事務局としても、その辺学校に具体的なアドバイスができるように研究させていただいて、指導の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

内藤委員長 特に、中学校では生徒会というんですかね、学級委員、こういう生徒の中の自立機能を育てるといったような発想はないんですか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。いわゆる自治意識というものを育てていくことは大切でありますので、近々、中学生の代表、生徒会の役員が集まる中学生フォーラムがございます。そこでも今回のいじめについて、議題として意見交換をしていただいて、そしてその意見交換を自校に持って帰って、生徒会の役員の子たちが自分達の学校の同じ問題として、教師から投げかけるということではなくて、子どもの目線できちっと考えるような、そういうような形で話し合いの場を持って、そして各学校に持ち帰って、さらに深めてもらいたいというような、そういうことも考えているところであります。

いずれにしろ、中学生フォーラムということではなくて、日ごろの生徒会活動で自分たちの学校をよくしていくためには、いじめ問題についても積極的に取り上げることが大事だと思いますので、委員の御指摘のように助言してまいりたいと考えております。

内藤委員長 つまり、初めは3人对1人というようなことから始まって、クラス全体がいじめの方に加担していくというような場合に、やっぱりそれをとめる生徒というのが育ってほしいと思うんですね。だから、先生の指導だけではやっぱり足りない。これはとりわけ中学校だと思いますが、生徒の間で自分たちの力でいじめをとめようという、そういう能力とのか力というものはくくむということが、私は割と大事だと思いますね。

ほかに御意見。

熊谷委員、いかがですか。

熊谷委員 この問題というのは、最近大変マスコミ等で話題になっていますし、それから国も何か教育の再生改革に力を入れているので、若干オーバーヒートぎみなどところもあるので、このあたりでやはり冷静に考えないといけないというふうに、私は思っています。

というのは、このいじめというのは、ここへ来て急に私はふえたとは思っていないんですね。つまり、かなり昔からかなりの量が実は潜在的にも、あるいは場合によっては大きな問題として顕在化して、そのたびにいろいろ問題があったので、今回こういう状況のもとで緊急にその調査をされて、問題の洗い出しをされているんですが、過去の、本来ならこういうのは過去にもいろいろな事例があって、その都度、大変御苦労されて、それこそ保護者の方もいろいろな苦労をして、そして解決をしてきているというこういうことが、たくさん私は埋もれているんじゃないかと思っておりますので、本来ならばそういうのを全部データとして区なり、あるいは都なり、あるいは国なりのそういう教育関係者がきちっと押さえていないといけなかったんだと思います。

そういう蓄積のもとに判断をすれば、私は間違いのない判断ができると思うんですが、余り

そのときの流れに流されて、妙なといいますか、近視眼的な対応をすると、私は教育の問題というのは大変問題を起こす可能性がありますので、そういう意味では今マスコミなんか聞いていますと、いじめた方の出校禁止ですか、停止ですか、何かそんな動きもあるようですけども、今ちょっと御意見があったように、いじめた側にも問題があるとして、じゃ、それをどうするかということについても、実は過去の事例をずっと調べてくれば、ケース・バイ・ケースで非常にいい対応ができていたんじゃないかというふうに思いますので、もし今までそういう事例をきちっと整理して蓄積してあるのであれば、それを生かしていただきたいし、そうでなければ今後とも少なくとも新宿区では、各校で丁寧なその記録とその情報を蓄積をしていっていただいて、将来に向けてそれを生かしていくと。

つまり、その都度、問題が起きたときは集まって対症療法的に済ませる問題じゃないと思っています、私は。ですから、そういう長期的視点に立っていじめをどうするかということについて、ぜひ具体的にお考えいただけたらと思います。

以上でございます。意見でございます。

教育指導課長 今回の委員の御指摘もお話を聞いていまして、どうしても事務局におりますと事故事例の対応のあしき例というか、問題事例を報告を受けることが多くて、そしてそういう危機感の観点から、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいというようなことが、ややもすればそういう傾向にならざるを得ないわけなんですけど、御意見をお聞きしまして、一つ光明を見た思いもするんですが、成功事例をやはり報告してもらい蓄積するなりして、それをまた悩んでいる学校に情報提供するというようなことでも、かなりこれまでのスタンスとは違うものができると思いますので、そうしたことも参考にしながら近視眼的な指導に至らないように十分注意しながら、よりよい方向を考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

内藤委員長 この件はこれでよろしいですか。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

これは何だかこの対策という対策が後手に回ったという感じを受けるんですが、つまり新宿中学校の仮校舎になるということは前もってわかっていたわけなんですけど、耐震診断が非常にというか、ここまでおくれたというか、今ごろになって出てくるというのは、何か理由があるんですか。

教育環境整備課長 この件につきましては、御案内のとおり今年度、耐震補強工事が非常に

多数行われているということでございまして、その第三者評定の機関が限られているものですから、かなり混雑しているというようなこともございまして、順次評定を受けるわけですが、その辺の全体的なその耐震診断、あるいは耐震工事の件数がかなり上っていることによるおくれというふうに聞いております。

内藤委員長 そういう社会情勢、姉齒問題なんかがあって、第三者評定機関が大多忙でなかなか手が回らないということですね。

御質問ありますか。

ほかに御質問がなければ、次に報告3、中央図書館の耐震対策の変更について御質疑のある方はどうぞ。

はい。

熊谷委員 この中央図書館については、西部道路公園事務所が移転して、それによってレイアウトも変えて、多分抜本的に少しもう一度その部分の活用も含めてというお考えがおりかと思えますけれども、いずれにしてもかなり老朽化して、それから手狭でもあるので、この際そういう耐震ではなくて、ここをもう少しきちんとそれなりの機能と新しい将来に向けての図書館機能だけではなくてもよろしいと思えますけれども、区のメインな施設として建てかえていくと。つまり、耐震耐震でその補強送りしているんな意味で無理やり使っていくということではなくて、もっと積極的に有効な土地利用、あるいは施設の建築なり、何かそういうことをお考えにはなっていないらっしゃるのでしょうか、いかがですか。

中央図書館長 確かに耐震補強工事が当初の予定の経費の中でおさまるのであれば、当面の間は補強工事を行うことが最優先かという考え方だったわけですが、ただ今回いろいろな問題点が出てくる中で、やはり当然次に建てかえとか、そういうことも視野に検討していかなければならないと思うんですが、ただ当面の間の問題としましては、やはりどこの場所にその中央図書館を建てるのか、または同じ場所で建てかえるにしても、その間の中央図書館の機能をどうするのかとか、また大前提であります公園事務所自体がどこに移転するのかとか、幾つかクリアしなければならない問題ございますので、当面はこの安全性を第一に考えまして、耐震補強のいわゆるレイアウトとかそういうことを検討しながら、より知恵を出していきたいというふうに考えております。

熊谷委員 多分、教育委員会だけの問題ではなくて、まさに新宿区の将来の問題ですので、その中でぜひ区長にも投げかけて、いろいろな意味での文化の発展のためにいい計画をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内藤委員長 それと、耐震補強で図書館機能が低下するということで、特にこども図書館ね。改修したばかりで大変評判もよいと聞いていますけれども、何か補強の柱とかそういうのが必要になる、そういう意味ですか。

中央図書館長 いわゆる耐震壁が必要になると。あそこの建物自体が、かなりバランスが悪い建物でございまして、それを今の耐震基準に合わせて補強するとすれば、いわゆる壁が必要になってくるということでございます。その壁も中心部分、その部分に壁がどうしても必要だということになると、今見通しがきく部分が壁で狭小な部分に部屋割りされてしまうと、そんなようなレイアウトが今提示されているところであります。

内藤委員長 ほかに。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、報告4、放課後子どもひろばの実施について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 質問なんです、この子どもひろばの場合は、大人がいるのは管理責任者と遊び支援者3名と学び支援者1名、5名ということなんですか。

生涯学習振興課長 区の方で配置するスタッフは、今、委員が御指摘のとおりでございます。ただし、それ以外にやはり地域のボランティアを募集して、それで応援をしていただくという形になっております。そうでないと、全体的な運営としては、運営をスムーズにするためには、それがよろしいというように考えております。

白井委員 ボランティアどのぐらいの人数を想定しているんでしょうか。

生涯学習振興課長 その学校、地域によって状況は違うと思います。あくまでボランティアですから。ただ、子どもの数によってある程度必要数というのが出てくるかもしれませんし、それからあと学校の関係としてはPTAさんとか、スクールコーディネーターさんとか、それから地域では青少年育成団体とかそういうのがございますけれども、そういうところに声をかけて、それで募集するなりして、その運営に合わせるような形、それと実情に合わせるということで進めていきたいというふうに考えております。

白井委員 この子どもひろばには大人というか、例えば高齢な方とかそういう人が出入りするとか、そういうことはできないわけですか。全くの子どもだけということですか。

生涯学習振興課長 基本的には、小学生を対象にするということでございます。ただ、行事によってはいわゆる異世代との交流というようなイベントを開くということは、この中でできるわけですから、そういう中で交流はできると思います。また、小さいお子さんは保護者が一緒に来るといようなことで交流とか、そういういろいろな形はできるかというように



考えております。

白井委員 ちょっと質問させていただいたのは、さっきのいじめ問題と絡んで、この自由に遊んでもらうということと、そのときのトラブルが起きたときに、どういう形で対応ができるのかなとちょっと心配になりまして、区からのスタッフ以外に大人の目があれば、そういう点は杞憂に終わればいいなというふうには思っています、その辺ちょっと心配で質問させていただきました。

生涯学習振興課長 確かにそういう面があるかもしれませんが、大人の目としてはスタッフ、まずこれが基本にあります。それから、地域ボランティアですけれども、そういう大人がやっぱり子ども同士のいじめとか素早く感知する、そういうことはとても大切なことだと思いますので、その辺はスタッフ同士の打ち合わせ等できちんと研修で学んでいくということとで考えております。

内藤委員長 よろしいですか。

〔はいの発言あり〕

内藤委員長 では、ほかに御質問なければ、次に報告5、新宿区指定文化財の指定等に関する事項について。

この尺八の名というのは、「放下着」と言うんですか。

生涯学習振興課長 そのとおりでございます。「放下着」と読みます。

内藤委員長 これを文化財保護審議会に諮問するというところでよろしいでしょうか。

〔はいの発言あり〕

内藤委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午前11時18分閉会